証券コード　8045
平成２７年６月１０日

株　主　各　位

神奈川県横浜市神奈川区山内町１番地
横浜丸魚株式会社
代表取締役社長　岩　瀬　一　雄

第79回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第79回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類をご検討のうえ、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年6月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　神奈川県横浜市神奈川区山内町１番地　中央市場内
横浜丸魚株式会社　本社４階会議室
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。）
３．株主総会の目的事項
報告事項　１．第79期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第79期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役５名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件
各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（41～46頁）に記載のとおりであります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.yokohama-maruuo.co.jp）に掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで）

1．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、アベノミクスと日銀による量的緩和策で株高と円安が続き、引き続き日本景気が上向いており明るさが増しつつあります。また、日本の政権運営は安定し、昨年の衆議院選挙の結果や統一地方選挙の結果は申すまでもなく、さらに安定度を増しております。一方で世界情勢を概観しますと、米国経済は継続的に景気拡大をしておりますが、欧州経済はギリシャ問題もあり引き続き停滞いたしました。また、中国の景気拡大は減速し、その他の新興国も経済の成長は総じて力強さに欠けるものとなりました。個人消費については緩やかな回復基調は見られるものの、消費増税というマイナス材料があり、増税に伴う駆け込み需要の反動、天候不順、円安に伴う原材料価格の高騰などが原因で消費者への購買意欲をかきたてるまでには至りませんでした。今後は消費税10%への増税による消費低迷の懸念や原材料コストの高騰による製品価格上昇などの不安材料も存在し、先行きは依然不透明な状況が続いております。

当社グループの中核事業であります水産物卸売事業におきましては、景気改善の動きから一部の個人消費は回復の兆しが徐々に見えつつあり、昨年来の魚価高や鮮魚、特にサンマ、ブリなどの取扱高の増加に恵まれ追い風は吹いたものの、未だ消費者の低価格志向・節約志向・魚離れは続いております。また、少子高齢化の進展により消費市場の一層の縮小も予想され、水産物の消費が減少傾向になることや、水産資源の枯渇や海外の水産物消費需要の増加により、グローバル規模での魚介類の争奪戦が巡らされ、当社グループを取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、中期経営計画「MMプラン３rd Stage」の初年度として、神奈川エリアを中心とした水産物流通システムの構築を実現すべく、グループの再編や合理化、グループ一丸の体制となって邁進してまいりましたが、取り巻く環境の変化が大きく、一部でその成果が出たものの、中期経営計画２年目へ若干の課題を残す結果にいたりました。

その結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、

売上高　552億28百万円（前連結会計年度比 2.9％減）

経常利益　1億71百万円（前連結会計年度比36.5％減）

当期純利益 1億45百万円（前連結会計年度比52.8％減）

となりました。

セグメント別の状況は、以下のとおりであります。

水産物卸売事業

当社グループの中核事業が位置する水産物流通業界におきましては、消費者の節約志向・低価格志向・魚離れが依然として強く、海外における水産物消費需要の増加による魚価高の影響もあり、業績は厳しい環境のまま推移いたしました。

この結果、水産物卸売事業の売上高は444億67百万円（前連結会計年度比4.2％減）となり、営業損失は82百万円（前連結会計年度営業利益18百万円）となりました。

水産物販売事業

当社グループの中央卸売市場及び地方卸売市場以外における水産物販売事業におきましては、円安による原料、原油価格の上昇や魚価高の影響もあり、全体的な仕入コストの上昇を加工製品価格や販売価格へ転嫁しきれず、業績は厳しい状況で推移いたしました。

この結果、水産物販売事業の売上高は105億3百万円（前連結会計年度比3.3％増）となりましたが、営業損失は50百万円（前連結会計年度営業損失55百万円）となりました。

不動産等賃貸事業

不動産等賃貸事業におきましては、管理物件の不動産賃貸稼働率の増加により、前年を上回る結果となりました。

この結果、売上高は28百万円（前連結会計年度比7.2％増）となり、営業利益は28百万円（前連結会計年度比16.2％増）となりました。

運送事業

当社グループの水産物流通を補完する運送事業におきましては、当社グループの中核事業であります水産物卸売事業の取扱高が減少した影響により、厳しい状況で推移いたしました。

この結果、売上高は2億29百万円（前連結会計年度比7.8％減）となり、営業利益は14百万円（前連結会計年度比25.0％減）となりました。

② 設備投資の状況
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況
該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第76期 平成23年度	第77期 平成24年度	第78期 平成25年度	第79期 平成26年度 (当連結会計年度)
売上高(百万円)	60,935	57,677	56,868	55,228
経常利益(百万円)	△121	291	269	171
当期純利益(百万円)	△311	243	308	145
1株当たり当期純利益(円)	△47.22	36.87	45.05	20.57
総資産(百万円)	16,319	17,981	17,358	19,383
純資産(百万円)	9,985	11,340	11,248	12,934

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
川崎丸魚株式会社	360,000	100.0	水産物卸売事業
株式会社ハンスイ	97,500	100.0	水産物販売事業
館山丸魚株式会社	25,000	93.2	水産物販売事業
株式会社横浜魚市場運送	10,000	100.0	運送事業

（注）当社は平成27年4月1日付にて、川崎丸魚株式会社を吸収合併いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、国内の株高を背景に、一時期の景気停滞からは緩やかな回復の兆しが見られております。一方で、消費税増税問題や世界全体では人口増加、「資源、食料、水」の不足があり、国内では人口減少や超高齢化社会、個食化、核家族化などの深刻化が予想されます。

このような状況の下で、当社グループは、平成26年度から平成28年度まで３ヵ年の中期経営計画「MMプラン３rd　Stage」を策定し、「海の恵みと共に70年、新たなるステージへ」をスローガンに、グループの総力を挙げて各々の役割を確実に実行することを第一義として、安定的な営業損益の黒字確保と持続的な成長と発展に努めてまいります。

さらには基本理念であります、食の安心・安全への取組みのため、より厳しい品質管理を実行し顧客の満足度の向上に努めるとともに、水産物流通システム創造企業として、社会が求める豊かな食生活に貢献しつづけてまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒ご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社４社で構成され、中央卸売市場及び地方卸売市場における水産物卸売事業を中核事業とし、量販店及び外食産業等への市場外販売、さらに賃貸マンション等の不動産等賃貸事業及び運送事業等を行っております。

なお、当社は平成27年4月1日付にて川崎丸魚株式会社を吸収合併したため当該日付以降、子会社は３社となっております。

セグメント	事業の内容
水産物卸売事業	横浜市及び川崎市中央卸売市場並びに川崎市地方卸売市場において、水産物卸売事業を行っております。
水産物販売事業	中央卸売市場等から仕入れた水産物を、量販店及び外食産業等へ販売する事業を行っております。
不動産等賃貸事業	賃貸マンション等の不動産賃貸の事業。
運送事業	水産物の運送等の事業。

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

横浜丸魚株式会社	本社	横浜市神奈川区
	南部支社	横浜市金沢区
川崎丸魚株式会社（子会社）	本社	川崎市宮前区
	南部支社	川崎市幸区
株式会社ハンスイ（子会社）	本社	横浜市瀬谷区
	湘南支店	神奈川県小田原市
	三多摩支店	東京都八王子市
	東名センター	横浜市瀬谷区
館山丸魚株式会社（子会社）	本社	千葉県館山市
株式会社横浜魚市場運送（子会社）	本社	横浜市神奈川区

（注）当社は平成27年4月1日付にて、川崎丸魚株式会社を吸収合併し、横浜丸魚株式会社川崎北部支社（川崎市宮前区）及び川崎南部支所（川崎市幸区）といたしました。

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
205(162)名	△14(17)名

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85(17)名	△17(△1)名	39.9歳	15.7年

（注）1．使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2．使用人数には、当社から社外への出向者（16名）を除いております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　　29,298,000株

② 発行済株式の総数　　7,261,706株（自己株式187,672株含む）

③ 株主数　　680名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
マルハニチロ株式会社	631千株	8.93%
株式会社極洋	413千株	5.85%
浜銀ファイナンス株式会社	327千株	4.62%
株式会社横浜銀行	326千株	4.61%
株式会社岡三証券グループ	252千株	3.56%
常盤信一	216千株	3.05%
横浜冷凍株式会社	207千株	2.93%
横浜丸魚社員持株会	207千株	2.93%
株式会社ニチレイフレッシュ	194千株	2.74%
株式会社八丁幸	152千株	2.14%

（注）１．当社は自己株式を187,672株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

２．持株比率は自己株式（187,672株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

氏　　名	会社における地位、担当及び重要な兼職の状況
岩　瀬　一　雄	代表取締役社長
橋　本　和　弘	専務取締役　営業統括
芦　澤　　豊	専務取締役　管理統括
松　尾　昌　彦	常務取締役　営業副統括兼本社マーケティング部担当
石　川　和　宏	取締役執行役員　本社営業管理部長兼南部支社管理部長 株式会社横浜魚市場運送代表取締役社長
藤　川　勝　敏	取締役（非常勤）　川崎丸魚株式会社 代表取締役社長
小　林　孝　雄	取締役（非常勤）　一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会　顧問
栗　田　照　雄	監査役（常　勤）
成　田　秀　昭	監査役（常　勤）
中　島　昌　之	監査役（非常勤）　マルハニチロ株式会社 常務取締役
清　水　三　省	監査役（非常勤）　株式会社ジャストオート リーシング監査役 株式会社ホテル、ニュー グランド社外取締役

（注）1．監査役中島　昌之氏及び監査役清水　三省氏は、社外監査役であります。

2．取締役松尾　昌彦氏は、平成26年6月27日付にて常務取締役営業副統括兼本社マーケティング部担当に就任いたしました。

3．監査役清水　三省氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4．取締役小林　孝雄氏が兼職している一般社団法人神奈川ニュービジネス協議会と当社との間に特別に重要な関係はありません。

5．社外監査役の他の法人等の兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記の「⑤　社外役員に関する事項」に記載しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
粟 山　　治	平成26年6月27日	辞任	社外監査役 マルハニチロ株式会社 取締役海外ユニット長 兼海外戦略部長
田 中 修 介	平成26年6月27日	辞任	社外監査役 日本生命保険相互会社顧問
北 岸 栄 二	平成26年10月31日	辞任	取締役執行役員 経営企画室長

③ 当事業年度における取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	支　給　額
取　締　役	7名	67百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	6 (4)	23 (4)
合　計	13	91

（注）１．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額161百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第70回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
４．上記支給額には、役員退職慰労引当金の当期増加額取締役3百万円、監査役0百万円（うち社外監査役0百万円）が含まれております。
５．支給人員及び報酬等の総額には、平成26年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任した監査役2名及び平成26年10月31日をもって辞任により退任した取締役1名を含めております。また、当事業年度末の役員の人数は、取締役7名及び監査役4名（うち社外監査役2名）でありますが、取締役に無支給者が1名おり、支給人数と相違しております。

④　当事業年度に支払った役員退職慰労金

イ．平成26年6月27日開催の第78回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金3百万円（社外監査役2名に対し3百万円）を支払っております。

ロ．平成26年6月27日開催の第78回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、引き続いて在任する取締役及び監査役に関しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し1百万円の退職慰労金を支給しております。また、当事業年末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額は、取締役6名に対し83百万円、監査役2名に対し9百万円となっております。

⑤　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役中島　昌之氏は、マルハニチロ株式会社の常務取締役を兼務しております。なお、当社はマルハニチロ株式会社との間に製品販売の取引関係があります。

・監査役清水　三省氏は、株式会社ジャストオートリーシングの非常勤監査役及び株式会社ホテル、ニューグランドの社外取締役を兼務しております。なお、株式会社ジャストオートリーシングは、当社のリース契約先であります。また、当社と株式会社ホテル、ニューグランドとの間には、特別に重要な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（19回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役　中島昌之	12回	85.7%	10回	100.0%
監査役　清水三省	13回	92.8%	10回	100.0%

（注）監査役中島　昌之氏及び監査役清水　三省氏は、平成26年6月27日就任以来開催の取締役会14回及び監査役会10回に対する出席回数、出席率を表示しております。

・取締役会、監査役会における発言状況

監査役中島　昌之氏及び監査役清水　三省氏は、主に財務の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、監査役会においても、必要に応じ発言を行っております。

ハ．社外取締役を置くことが相当でない理由

・当社は、最近の状況に鑑み社外取締役の選任を検討しておりましたが、議案を株主総会に提案するには至っておりませんでした。平成27年６月26日開催予定の定時株主総会において、社外取締役を選任する予定であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

有限責任監査法人　トーマツ	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	25,000千円
当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	25,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会社計算規則第131条に定める会計監査人の職務の遂行に関する事項について、職務の遂行が適正に実施されることが確保できないと判断したときは、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社が「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正性を確保するための体制」として、取締役会で決議した事項は次のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「横浜丸魚株式会社経営理念」及びコンプライアンスに関わる規程を整備し倫理法令遵守に必要な体制を構築しています。財務諸表の作成にあたり、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行っており、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで取締役会等で決定しています。その他、内部監査部門により、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行っています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存しています。今後は、常に見直して改善に努め、更に高度な体制を構築してまいります。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行取締役、執行役員及び各部門責任者が担当業務に関するリスク管理を行い、適宜に常設又は臨時の会議体で関係組織の責任者にその状況を報告することにより、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対処を可能としています。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図っています。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の内部統制システムの運用については、各部門責任者の責任のもと各部門が自律的にマネジメントを行うこととといたします。総務部門は、社全体の内部統制システムの構築・運用を企画・推進いたします。

社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負います。法令違反行為等を行った社員については、就業規則に基づき懲戒処分を行います。

社員及びその家族、請負先社員等から業務遂行上のリスクに関する相談・通報を受け付ける内部通報制度を設置・運用いたします。

法令及び規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備・充実いたします。

⑥会社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、「横浜丸魚株式会社経営理念」に基づき、各社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行います。当社取締役、部門責任者及びグループ会社社長は、業務運営方針等を社員に対し周知・徹底いたします。

また、グループ会社に企業倫理担当役員を設置し、経営幹部に関わる問題事態を当社に適時報告することとしており、当社は必要な指導等を行います。

⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務遂行を補助する専任の使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、評価等について、監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処します。

⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人には、会社の業務執行に係る職務を兼務させず、取締役からの独立性を高めます。

⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役または監査役会に報告を行っています。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役からの求めに応じて、代表取締役は監査役との定期的な意見交換の場に出席し、適時に重要な情報を共有できるようにしてまいります。また、当社の取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて、常に現状よりも効果的な報告に関する体制の構築に努めております。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従って、健全な内部統制環境の保持に努めてまいります。また、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより、財務報告の信頼性と適正性を確保いたします。

⑫反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関わりを持たず、また不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	7,035	流動負債	3,027
現金及び預金	2,561	支払手形及び買掛金	2,600
受取手形及び売掛金	3,890	リース債務	30
商品及び製品	1,155	未払法人税等	6
繰延税金資産	1	繰延税金負債	0
その他	60	賞与引当金	57
貸倒引当金	△635	その他	332
固定資産	12,348	固定負債	3,420
有形固定資産	2,085	リース債務	73
建物及び構築物	933	繰延税金負債	2,323
土地	987	退職給付に係る負債	661
リース資産	96	資産除去債務	24
建設仮勘定	14	その他	338
その他	53	負債合計	6,448
無形固定資産	263	（純資産の部）	
ソフトウェア	253	株主資本	8,131
その他	10	資本金	1,541
投資その他の資産	9,999	資本剰余金	376
投資有価証券	9,910	利益剰余金	6,316
長期貸付金	11	自己株式	△103
破産更生債権等	488	その他の包括利益累計額	4,801
その他	67	その他有価証券評価差額金	4,801
貸倒引当金	△479	少数株主持分	1
資産合計	19,383	純資産合計	12,934
		負債純資産合計	19,383

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで）

科目	金額
	百万円
売上高	55,228
売上原価	51,567
売上総利益	3,661
販売費及び一般管理費	3,750
営業損失	△89
営業外収益	263
営業外費用	2
経常利益	171
特別利益	2
投資有価証券売却益	2
負ののれん発生益	0
特別損失	3
固定資産除却損	3
税金等調整前当期純利益	170
法人税、住民税及び事業税	29
法人税等調整額	△4
少数株主損益調整前当期純利益	145
少数株主損失	△0
当期純利益	145

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日 残高	1,541	376	6,241	△102	8,058
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△70		△70
当期純利益			145		145
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	74	△1	72
平成27年3月31日 残高	1,541	376	6,316	△103	8,131

	その他の包括利益累計額		少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
平成26年4月1日 残高	3,186	3,186	3	11,248
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△70
当期純利益				145
自己株式の取得				△1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,615	1,615	△2	1,613
連結会計年度中の変動額合計	1,615	1,615	△2	1,686
平成27年3月31日 残高	4,801	4,801	1	12,934

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数　　４社

・主要な連結子会社の名称　　川崎丸魚株式会社、株式会社ハンスイ、館山丸魚株式会社、株式会社横浜魚市場運送

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　　主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）は定額法によっております。

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　定額法によっております。

ハ．リース資産　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によっております。

ロ．賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

ハ．役員退職慰労引当金　（追加情報）
役員退職慰労金の打ち切り支給について
当社及び連結子会社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく基準額を計上しておりましたが、それぞれ平成26年６月開催の定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金相当額103百万円を固定負債の「その他」に含めて計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ．消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

ロ．連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

2．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額　　2,958百万円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,261千株	－千株	－千株	7,261千株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	183千株	4千株	－千株	187千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り4千株による増加分であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成26年6月27日開催の第78回定時株主総会決議による配当に関する事項

イ．配当金の総額　　70百万円

ロ．1株当たり配当額　　10円

ハ．基準日　　平成26年3月31日

ニ．効力発生日　　平成26年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成27年6月26日開催の第79回定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

イ．配当金の総額　　70百万円

ロ．1株当たり配当額　　10円

ハ．基準日　　平成27年3月31日

ニ．効力発生日　　平成27年6月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として短期的な預金等で資金運用しており、一時的な余剰資金については、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、原則として１ヶ月以内の回収を基本としております。当該リスクに関しては、債権管理部署において取引先ごとに期日及び残高管理を行い、回収遅延の恐れがあるときは適切な処理を取るようにしております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や財政状態を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが１ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループの基本方針として所要資金を自己資金で賄うこととし、グループ各社の必要資金は親会社である当社からの貸付けにより融通しており、その資金供給源である当社において手許流動性を高水準に保つことによりリスクを回避しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注）２．参照）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	2,561	2,561	－
(2)受取手形及び売掛金	3,890	3,890	－
(3)有価証券及び投資有価証券			
その他の有価証券	9,643	9,643	－
(4)長期貸付金	11	11	－
(5)破産更生債権等	488		
貸倒引当金（※１）	△479		
	8	8	－
資産計	16,117	16,117	－
(1)支払手形及び買掛金	2,600	2,600	－
(2)未払法人税等	6	6	－
負債計	2,607	2,607	－

（※１）破産更生債権等に、個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格及び日本証券業協会の公表価格によっております。

なお、保有しているその他有価証券の種類ごとの取得原価または償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	種類	取得原価または償却原価	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	(1)株式	2,010	9,096	7,085
	(2)債券			
	①国債・地方債等	70	70	0
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	42	53	10
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	(1)株式	433	423	△10
	(2)債券			
	①国債・地方債等	－	－	－
	②社債	－	－	－
	③その他	－	－	－
	(3)その他	－	－	－
合計		2,557	9,643	7,086

(4)長期貸付金

長期貸付金の時価については、全額が社員に対する貸付金であるため、社内の固定利率により算定しております。

(5)破産更生債権等

破産更生債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて、貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1)支払手形及び買掛金、(2)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注）２．非上場株式（連結貸借対照表計上額266百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注）３．金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,561	－	－	－
受取手形及び売掛金	3,890	－	－	－
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	－	70	－	－
長期貸付金	－	7	4	0
合計	6,452	77	4	0

なお上記の表には、破産更生債権等488百万円は償還予定が見込めないため、含まれておりません。

５．賃貸等不動産に関する注記

当社は、神奈川県内に、賃貸オフィス及び賃貸住宅を所有しております。これらの賃貸等不動産の連結貸借対照表、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：百万円）

用途	連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
オフィスビル	26	△0	25	19
住宅	207	210	417	362
合計	233	210	443	381

（注）１．連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当期増減額のうち、主な増加額、減少額は次のとおりであります。

増加額　住宅用地の取得216百万円、防火設備設置（住宅）1百万円

減少額　減価償却費7百万円

３．当連結会計年度末の時価は、対象資産の重要性が乏しいため「直近の取得価額」および「固定資産評価額」を基礎とし、合理的に算定した金額であります。

４．今後建設予定の賃貸住宅に係る建設仮勘定（連結貸借対照表計上額のうち14百万円）は、時価を把握することが極めて困難であるため、上記表には含めておりません。

６．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　1,828円24銭

（2）1株当たり当期純利益　20円57銭

7．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成26年12月24日開催の取締役会において、当社の100％子会社である川崎丸魚株式会社（以下「川崎丸魚」）を吸収合併（以下「本合併」）することを決議し、川崎丸魚との間で本合併に係る合併契約書を締結いたしました。この契約に基づき、当社は平成27年４月１日付で川崎丸魚を吸収合併いたしました。なお、本合併は当社100％出資の連結子会社を対象とする簡易合併・略式合併となります。

合併の概要は、次のとおりであります。

(1)合併の目的

川崎丸魚は、川崎市中央卸売市場及び川崎市地方卸売市場において水産物卸売事業を営んでおりましたが、激化する市場間競争や市場外流通との競争により市場経由率が低下していることから、横浜市場及び川崎市場においてそれぞれが営んでいる水産物卸売事業を統合することにより、グループ経営における効率性・機動性を高め、集荷販売力及び収益力の強化並びに企業価値の向上を図るとともに、事業の持続的成長とさらなる経営基盤の確立を目的として、既に平成25年10月１日付にて100％子会社化した川崎丸魚を、この度当社が吸収合併することといたしました。

(2)合併の要旨

①合併の日程

当社並びに川崎丸魚の取締役会決議日	平成26年12月24日
合併契約締結日	平成26年12月24日
実施日（効力発生日）	平成27年４月１日

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第３項に規定する簡易合併に該当し、川崎丸魚においては会社法第784条第１項に規定する略式合併に該当するため、それぞれの合併契約承認株主総会を開催いたしません。

②合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式で、川崎丸魚は解散いたしました。

③合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他金銭等の割当てはありません。

(3)消滅会社の概要（平成27年３月31日現在）

商号	川崎丸魚株式会社
本店所在地	神奈川県川崎市宮前区水沢一丁目1番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長　藤川　勝敏
事業内容	水産物ならびにその加工品の購入、販売および販売の受託、水産物の加工、前各号に関連する一切の業務
資本金	360百万円
設立年月日	昭和31年１月20日

(4)合併後の状況

合併後の当社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期に変更はありません。

(5)会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年９月13日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

貸 借 対 照 表

（平成27年3月31日現在）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）	百万円	（負債の部）	百万円
流動資産	**4,444**	**流動負債**	**1,544**
現金及び預金	1,924	受託販売未払金	152
売掛金	1,896	買掛金	1,183
商品及び製品	793	未払金	121
前払費用	3	未払法人税等	3
その他	57	未払消費税	22
貸倒引当金	△231	未払費用	15
固定資産	**12,479**	繰延税金負債	0
有形固定資産	**1,542**	預り金	9
建物	595	賞与引当金	29
構築物	5	その他	6
機械及び装置	3	**固定負債**	**2,927**
車両運搬具	0	繰延税金負債	2,315
工具、器具及び備品	24	退職給付引当金	438
土地	899	長期未払金	93
建設仮勘定	14	資産除去債務	14
無形固定資産	**182**	長期預り保証金	64
ソフトウェア	179	**負債合計**	**4,472**
その他	2	（純資産の部）	
投資その他の資産	**10,754**	**株主資本**	**7,663**
投資有価証券	9,802	**資本金**	**1,541**
関係会社株式	907	**資本剰余金**	**376**
長期貸付金	11	資本準備金	376
破産更生債権等	482	**利益剰余金**	**5,849**
出資金	10	利益準備金	385
その他	16	その他利益剰余金	5,463
貸倒引当金	△475	圧縮記帳積立金	168
		事業拡張積立金	100
		事業再編積立金	50
		施設整備積立金	260
		別途積立金	4,500
		繰越利益剰余金	385
		自己株式	**△103**
		評価・換算差額等	**4,788**
		その他有価証券評価差額金	**4,788**
		純資産合計	**12,452**
資産合計	**16,924**	**負債純資産合計**	**16,924**

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで）

科目	金額
	百万円
売上高	30,984
売上原価	29,305
売上総利益	1,678
販売費及び一般管理費	1,661
営業利益	16
営業外収益	245
営業外費用	0
経常利益	261
特別利益	2
投資有価証券売却益	2
特別損失	2
固定資産除却損	2
税引前当期純利益	262
法人税、住民税及び事業税	28
法人税等調整額	△4
当期純利益	238

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年4月 1日から
平成27年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本													
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	事業拡張積立金	事業再編積立金	施設整備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成26年4月1日残高	1,541	376	－	376	385	161	100	50	260	4,400	324	5,681	△102	7,497
事業年度中の変動額														
圧縮記帳積立金の取崩し						△0					0	－		－
税率変更に伴う積立金の増加						7					△7	－		－
別途積立金の積立										100	△100	－		－
剰余金の配当											△70	△70		△70
当期純利益											238	238		238
自己株式の取得													△1	△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）														
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	7	－	－	－	100	60	167	△1	165
平成27年3月31日残高	1,541	376	－	376	385	168	100	50	260	4,500	385	5,849	△103	7,663

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
平成26年4月1日残高	3,181	10,679
事業年度中の変動額		
圧縮記帳積立金の取崩し		－
税率変更に伴う積立金の増加		－
別途積立金の積立		－
剰余金の配当		△70
当期純利益		238
自己株式の取得		△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,607	1,607
事業年度中の変動額合計	1,607	1,773
平成27年3月31日残高	4,788	12,452

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　　移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの　　決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。なお、債券のうち「取得原価」と「債券金額」との差額の性格が金利の調整と認められるものについては、償却原価法（定額法）によっております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法によっております。

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品　　個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産　　定額法によっております。

③ リース資産　　リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等は、財務内容評価法によって計上しております。

② 賞与引当金　従業員に対する賞与支給に備えて、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

③ 退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④ 役員退職慰労引当金　（追加情報）
役員退職慰労金の打ち切り支給について
当社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく基準額を計上しておりましたが、平成26年６月開催の第78回定時株主総会において役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。
これに伴い、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金相当額93百万円を固定負債の「長期未払金」として計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要事項

① 消費税等の会計処理　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

有形固定資産の減価償却累計額	2,202百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	458百万円
② 短期金銭債務	31百万円

(3) 取締役及び監査役に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

金銭債務	93百万円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引の取引高

売上高	3,425百万円
仕入高	212百万円
その他営業取引高	100百万円

(2) 営業取引以外の取引高　3百万円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	183千株	4千株	－千株	187千株

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取り4千株による増加分であります。

５．税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は次のとおりであります。

(繰延税金資産)	
貸倒引当金損金算入限度超過額	229百万円
役員退職慰労引当金損金算入限度超過額	30百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	141百万円
賞与引当金損金算入限度超過額	9百万円
固定資産減損損失否認	128百万円
株式評価損	40百万円
資産除去債務	6百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	589百万円
評価性引当金額	△544百万円
繰延税金資産合計	44百万円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,278百万円
有価証券譲渡損	△0百万円
有形固定資産（資産除去債務分）	△0百万円
圧縮記帳積立金	△80百万円
繰延税金負債合計	△2,360百万円
繰延税金資産（負債）純額	△2,316百万円

(2)法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率の負担率との差異原因の項目別内訳は次のとおりであります。

法定実効税率	35.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△12.58%
評価性引当金	△15.35%
税率変更による期末繰延税金資産（負債）の減額修正	△1.71%
住民税均等割額	1.48%
その他	0.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.01%

６．関連当事者との取引に関する注記

子会社

（単位：百万円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注）２	科目	期末残高
子会社	㈱ハンスイ	所有 直接100.0%	商品の販売 役員の兼任	商品の販売 （注）１	2,676	売掛金	406

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）１．取引条件は、市場の実勢価格で決定しております。

２．取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

７．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　1,760円26銭

(2) 1株当たり当期純利益　33円69銭

８．重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「７．重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載している為、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

横浜丸魚株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡田　雅史　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜丸魚株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月14日

横浜丸魚株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　水野　雅史　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　岡田　雅史　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、横浜丸魚株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行役員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第79期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

横浜丸魚株式会社　監査役会

常勤監査役　栗　田　照　雄　㊞

常勤監査役　成　田　秀　昭　㊞

社外監査役　中　島　昌　之　㊞

社外監査役　清　水　三　省　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

１．議決権の代理行使の勧誘者

横浜丸魚株式会社
代表取締役社長　岩瀬一雄

２．議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等に備えた内部留保、安定配当の維持等を総合的に勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

なお、普通配当といたしまして、1株当たり10円とさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
金銭といたします。

(2)　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき、10円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は70,740,340円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月29日といたしたいと存じます。

２．その他の剰余金の処分に関する事項

(1)　減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金　200,000,000円

(2)　増加する剰余金の項目とその額
別途積立金　200,000,000円

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

(1) インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、定款第４条（公告方法）を日本経済新聞から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

(2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条および第427条の定める取締役および監査役の責任免除制度に基づき、定款第28条（取締役の責任免除）および第39条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。なお、定款第28条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総　則	第１章　総　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（公告方法）	（公告方法）
第４条　当会社の公告は東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。	第４条　当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。
第５条～第15条　（条文省略）	第５条～第15条　（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
第16条～第27条　（条文省略）	第16条～第27条　（現行どおり）
（新　設）	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会	第５章　監査役および監査役会
第28条～第37条　（条文省略）	第29条～第38条　（現行どおり）
（新　設）	（監査役の責任免除） 第39条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第38条～第44条　（条文省略）	第40条～第46条　（現行どおり）

第３号議案　取締役５名選任の件

取締役　岩瀬　一雄、芦澤　豊、藤川　勝敏、石川　和宏、小林孝雄の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

改めて取締役５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
いわ　せ　いち　お 岩　瀬　一　雄 (昭和23年４月７日生)	昭和46年４月　株式会社横浜銀行入行 平成11年４月　同行執行役員横須賀支店長 平成13年４月　株式会社横浜銀行退行 平成13年４月　横浜振興株式会社顧問 平成13年６月　同社代表取締役社長 平成13年６月　当社監査役（非常勤） 平成17年６月　横浜振興株式会社代表取締役社長退任 平成17年６月　当社監査役（非常勤）退任 平成17年６月　当社常務取締役常務執行役員 平成19年６月　当社代表取締役社長 現在に至る	33,000株
あし　ざわ　ゆたか 芦　澤　豊 (昭和27年２月22日生)	昭和49年４月　当社入社 平成15年４月　当社執行役員本社管理担当補佐 平成16年４月　当社執行役員財務担当補佐 平成17年４月　当社執行役員本支社管理担当補佐 平成18年６月　当社取締役執行役員本社総務担当 平成19年６月　当社常務取締役総務担当 平成21年４月　当社常務取締役管理統括 平成23年６月　当社常務取締役退任 平成23年６月　株式会社ハンスイ代表取締役社長 平成25年６月　同社取締役会長（現職） 平成25年６月　当社専務取締役管理統括 現在に至る	19,000株
いし　かわ　かず　ひろ 石　川　和　宏 (昭和35年12月15日生)	昭和60年４月　当社入社 平成23年４月　当社執行役員本社営業管理部長 平成25年６月　当社取締役執行役員本社営業管理部長兼南部支社管理部長 平成26年６月　株式会社横浜魚市場運送代表取締役社長（現職） 平成27年４月　当社取締役執行役員本社営業管理部長 現在に至る	5,000株

氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
やまだ　のぶひと 山田　信人 (昭和35年８月19日生)	昭和61年５月　川崎丸魚株式会社入社 平成23年４月　同社執行役員本支社総務部担当 平成25年６月　同社取締役本支社総務部担当 平成27年４月　当社川崎北部支社顧問総務部長待遇 現在に至る	2,750株
おおた　よしお 太田　嘉雄 (昭和27年８月21日生)	昭和50年４月　株式会社横浜銀行入行 平成15年６月　同行取締役経営管理部長 （ＣＰＯ最高人事責任者） 平成16年６月　同行代表取締役 （ＣＲＯ最高リスク責任者） 経営管理部長 平成19年４月　同行取締役 平成19年６月　株式会社浜銀総合研究所代表取締役社長 平成20年６月　株式会社横浜銀行取締役退任 平成20年６月　同行顧問（現職） 平成24年６月　株式会社浜銀総合研究所代表取締役社長退任 平成24年６月　株式会社産業貿易センター代表取締役社長（現職） 平成25年９月　工藤建設株式会社取締役（現職） 現在に至る	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．山田　信人氏、太田　嘉雄氏は、新任の取締役候補者であります。
３．太田　嘉雄氏は、社外取締役候補者であります。また同氏は東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、選任が承認された場合、同取引所に独立役員として、届け出る予定であります。
４．太田　嘉雄氏を社外取締役候補者とした理由は、株式会社浜銀総合研究所代表取締役社長など、要職を歴任される中で培った経営全般にわたる知識と経験から適切な助言を得られると判断したため選任をお願いするものであります。
５．太田　嘉雄氏が選任された場合、第２号議案が原案通り承認可決することを条件として、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く事になる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
湯沢　誠（ゆざわ　まこと） (昭和25年８月24日生)	昭和53年４月　弁護士登録 昭和53年４月　横浜綜合法律事務所開設 現在に至る	0株

（注）１．補欠監査役候補者湯沢　誠氏は、当社との間に弁護士としての顧問契約を締結しております。

２．湯沢　誠氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

３．補欠の社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

①補欠の社外監査役候補者とした理由

湯沢　誠氏は、主に弁護士として培われた豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般の監視に活かしていただけると判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。

②社外監査役としての職務を適切に遂行する事ができると判断する理由

湯沢　誠氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する充分な見識を有しておられる事から、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

以上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

場所：神奈川県横浜市神奈川区山内町１番地　中央市場内
横浜丸魚株式会社　本社４階会議室
電話050－5541－1810（代）

交通：ＪＲ横浜駅東口より
横浜駅東口バスターミナル4番ポールから横浜市営バス48系統
横浜駅前（コットンハーバー循環）または
東神奈川駅前（中央市場・コットンハーバー）行　「中央市場前」下車
徒歩１分（バス乗車時間約10分）
（９時台の発車は、９：00、９：20、９：40となっております。）

